2026年5月16日

１８－２０

肢ア

特別区は，特別地方公共団体のまま。

特別区は，都にしかない。まさに（　特別　）

肢イ

条文上は，なければいけないのが原則。

常に必要とすると，選挙などを行う必要があり，小規模の地方自治では負担となる。

そこで，なしでできるとする必要がある。

みんなが集まれないから議会。

それに代わるものを禁止する趣旨でない。

肢ウ

基礎的地方公共団体（市町村）基礎だから絶対

包括地方公共団体（都道府県）議論がある。

２段階であっても，都道府県を道州制に代えるのは憲法上可能

２段階となるから

司法令６－１

人権の享有主体に関する次のアからウまでの各記述について、ｂの見解がａの見解の批判となっている場合には１を、そうでない場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No. １］から［No. ３］）

ア．ａ．天皇も国民に含まれるので、憲法第３章の保障する権利の享有主体であるが、憲法自体が規定する皇位の世襲と職務の性質との関係で、特別に広範な人権制約が認められる。

ｂ．公務員を全体の奉仕者として定める憲法第１５条第２項のように憲法の文言に手掛かりがあれば、他の国民についても、天皇と同様に広範な人権制約が認められることになる。［No.１］

イ．ａ．判例によれば、外国人の政治活動の自由の保障は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑みこれを保障することが相当でないと解されるものには及ばない。

ｂ．外国人には、参加の態様にかかわらず、政治的な主張を行うデモや集会に参加する自由が保障されなくなる。［No.２］

ウ．ａ．判例によれば、会社は、自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上、自然人たる国民と同様に政治献金をする自由を有するので、会社による政治献金について、自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請はない。

ｂ．会社等の法人に対して、自然人たる国民と同様に政治献金の自由を保障するとしたら、政治腐敗への対応策として企業・団体献金を法律で禁止することが困難になる。［No.３］

正解　ア１，イ２，ウ１

肢ア　２

ａ．天皇も国民に含まれるので、憲法第３章の保障する権利の享有主体であるが、憲法自体が規定する皇位の世襲と職務の性質との関係で、特別に広範な人権制約が認められる。
しかし〇）　だから×）
ｂ．公務員を全体の奉仕者として定める憲法第１５条第２項のように憲法の文言に手掛かりがあれば、他の国民についても、天皇と同様に広範な人権制約が認められることになる。

しかしでも，だからでも，文書的に意味が通ってしまう。

ｂの文書が，肯定的なイメージか，否定的なイメージか。広範な人権制約を認めるのは良くないと理解すれば，否定的イメージ。批判となる。

肢イ

ａ．判例によれば、外国人の政治活動の自由の保障は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑みこれを保障することが相当でないと解されるものには及ばない。
しかし×）だから〇）

ｂ．外国人には、参加の態様にかかわらず、政治的な主張を行うデモや集会に参加する自由が保障されなくなる。［No.２］

意味が通る。a だからｂで，つながる。
しかしでも，日本語的にはつがるようにも思える。

ｂの見解が肯定的なイメージなのかが分かれ目。外国人の自由が，保証されないことが，よいイメージであれば，根拠となるように読める。一方で，否定的なイメージであれば，批判にもなるように思われる。

政治的な主張については，国民主権から，外国人に認めらないのもやむを得ない。
そう理解すると，ないのは，マイナスイメージにはならない。
根拠とつながるだろう。

肢ウ

ａ．判例によれば、会社は、自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上、自然人たる国民と同様に政治献金をする自由を有するので、会社による政治献金について、自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請はない。

しかし〇）だから×）
ｂ．会社等の法人に対して、自然人たる国民と同様に政治献金の自由を保障するとしたら、政治腐敗への対応策として企業・団体献金を法律で禁止することが困難になる。

両方とも日本語として意味が通ってしまう。

否定的なことを相手にいいたいときは批判になる。
肯定的なことを相手にいいたいときは批判にならない。

政治腐敗で規制することが困難になることはマズいという方向性になる。
相手 a を否定したい方向性，批判。

司法令６－２

私人間における人権保障に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No. ４］）

ア．最高裁判所は、私企業での男女の定年年齢を区別した就業規則の効力が争われた事件において、社会情勢の変化に伴う人々の意識の変化に言及することなく、企業経営上の観点から合理的理由がないことにより、当該規則が性別のみによる不合理な差別を定めたものとして無効とした。

イ．最高裁判所は、私立大学学生が大学当局の許可なく学外団体に加入したことに起因する退学処分の効力が争われた事件において、大学が学内外を問わず学生の政治的活動につき広範な規律を及ぼすとしても不合理とはいえないが、退学処分に際しては、教育機関にふさわしい適切な手続と方法により反省を促す過程を経る法的義務があるとした。

ウ．最高裁判所は、学生運動歴等を理由とする私企業による本採用拒否の効力が争われた事件において、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害の態様、程度が社会的に許容し得る範囲にとどまる場合、憲法を適用ないし類推適用せず、私的自治に対する一般的制限規定である民法第１条、第９０条等の諸規定の適切な運用によって調整を図るものとした。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　４

肢ア　○

私人間適用，間接適用説。性別のみで区別するのは，公序に照らし不当。無効

肢イ　×

私人間適用。

退学処分は重大であるから，慎重に法的義務があるとも。

大学の自治がある。最大限尊重。処分が重大であっても，法的義務までは要求できないように思われる。

また，昭和４９年，判断というのも参考になる。学生運動の中で問題となった事件。

学生の問題がかなり大きい，大学側に，反省を促すことまでしなければいけないと要求するのは難しいように思われる。

肢ウ　×

社会的に許容できる範囲を超えるときに，調整図る。

とどまる場合は，自治を尊重すべき。法を適用して，調整する問題は生じない。

司法令６－３

法の下の平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には１を、誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No. ５］から［No. ７］）

ア．憲法第２５条の趣旨の具体化は立法府の広い裁量に委ねられており、障害福祉年金の受給資格についても立法府の裁量の範囲に属するというべきであるから、自国民を在留外国人に優先させ、在留外国人を支給対象者から除外する合理性は否定できず、憲法第１４条第１項には違反しない。［No. ５］

イ．国籍法の規定が、日本国民である父親から出生後に認知された子につき、父母の婚姻を日本国籍取得の要件としている点について、日本国籍は重要な法的地位であって、嫡出子たる身分の取得は子が自らの意思や努力によっては変えられない事柄であるから慎重に検討される必要があるところ、立法目的自体には合理的な根拠が認められるが、当該要件によって生ずる区別と立法目的との間に合理的関連性は認められず、憲法第１４条第１項に違反する。［No. ６］

ウ．多数の者が多様な仕事をしている普通地方公共団体の管理職選考において、その職務の性質にかかわらず、日本国籍を有しないことを理由に受験を認めないとする措置は、その合理的根拠を見いだすことができないから、憲法第１４条に由来し、国籍を理由として差別することを禁じた労働基準法第３条の規定に反する違法な措置というべきである。［No. ７］

正解　ア１，イ１，ウ２

肢ア　○

立法裁量，社会権，国家に作為を求める。

裁量逸脱であれば違憲，平等原則違反など

外国人を外すことが著しく不合理か。

不合理ではない。社会権，後国家的に権利。憲法上の保障はない。

立法政策として，国民を優先する立法裁量は，合理的。平等原則に反しない。

肢イ　○

１４条，前提，法の下，立法者も拘束する。

平等は，絶対的平等ではなく，相対的平等。合理的な区別は許容される。

著しく不合理である場合に違憲。

認知されているか否か（社会的身分），生まれつきで自らの努力では変えられない性質。著しく不合理な区別が性質上生じやすい。

目的自体は肯定，立法目的達成手段との関係で否定。

目的そのものを否定するのは，最高裁も難しい。

裁量があるので。手段との関係で調整を図る。是正理由も慎重に行うイメージ

肢ウ　×

管理一体の任用制度を作用。

公権力等地方公務員になるには，管理職にならないといけない。

政治的な関連性で，区別のは，法的に難しい。

外国人が管理職になれるか？

平等原則の問題になる。

国民主権の原理があり，管理一体の任用制度を採用することも合理的。

違法な処置ではない。

司法令６－４

憲法第２０条に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No. ８］）

ア．公立学校において、学生の信仰について調査やせん索を行い、宗教を序列化して別段の取扱いをすることは許されない。したがって、公立学校の学生が信仰上の理由により剣道実技の履修を拒否する場合、その理由の当否を判断するために、学校が宗教上の信条と履修拒否との合理的関連性が認められるかどうかを確認するための調査をすることは、公教育の宗教的中立性に反する。

イ．憲法第２０条第１項前段、同条第２項の趣旨に照らせば、宗教上の人格権の一内容として、静謐な環境の下で信仰生活を送る利益が保障される。私的団体が殉職した自衛官を遺族の意思に反して神社に合祀申請した行為は、遺族の信仰生活の静謐を害するが、その侵害の態様や程度が社会的に許容し得る限度を超えておらず、遺族の法的利益が侵害されたとはいえない。

ウ．国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されている状態が、政教分離原則に反するか否かを判断するに当たっては、当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、当該無償提供の態様等の客観的な事情を総合的に考慮して判断すべきであるが、これらに対する一般人の評価等の主観的な事情については、判断の基礎とすべきでない。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　８

肢ア

事実を調査することはよい。宗教的な中立性は要求されるが，社会的に見て相当な関わり合いは許容する方向性。

政教分離で考えればわかる。事実の確認は，社会的に見て相当な範囲と考えられる。

肢イ

信教の自由，不作為を要求する権利。

また，歴史的に見て，他の信仰にも寛容であることが予定されている。

したがって，静謐な環境の下で信仰生活を送る利益の保障はない。

肢ウ

一般人の評価は判断の基礎とすべき。

客観的のみで判断すると，一般的な感覚とずれる，関わり合いを認めることになりかねない。社会的にみて相当性を越える関わり合いは，認められないのであれば，一般人の判断も含めて判断すべきである。

司法令６－５

憲法第２１条に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No. ９］）

ア．営利的な広告であっても表現の自由の保障の対象となり、虚偽、誇大にわたる広告のみならず、あん摩、はり、きゅう等の施術の適応症に関する真実、正当な広告までをも禁止することは、憲法第２１条に反し許されない。

イ．電話傍受は、憲法第２１条第２項後段の定める通信の秘密を侵害し、ひいては個人のプライバシーを侵害する強制処分であるが、一定の要件の下では、捜査の手段として憲法上全く許されないものではなく、法律の定める手続に従って電話傍受を行うことも、憲法上許される。

ウ．青少年保護育成条例による有害図書の自動販売機への収納の禁止は、青少年との関係では、その健全な育成を保護するための必要やむを得ない制約であり、憲法第２１条第１項に反しないし、成人との関係でも、設置を禁止する場所を指定するなど、一定の限定が付加される限り、同項に反しない。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　６

肢ア　百選５４　最大判昭３６．２．１５

営利的な広告であっても表現の自由の対象となる。営利目的であっても，表現であることは変わらない。

ただ，人権も絶対無制約ではなく，公共の福祉により内在的制約をうける。

本件の場合，無制限に許容すると，虚偽誇大で惑わせる危険がある，このような弊害を防止するため，一定事項以外の広告を禁止することは，国民の保険衛生上の見地から，公共の福祉を維持するためやむを得ない処置，２１条１項に違反しない。

実際，判例当時，GHQ により，東洋医学は，野蛮な治療法ということで西洋医学より劣るという評価があった。これが，特定事項以外のものを，一律に禁止するのもやむを得ないという判断に繋がっていると考えられる。

肢イ　百選５９　最判平１１．１２．１６

２１条２項，通信の秘密を保障。秘密が損なわれると，プライバシー権の侵害にもつながる。しかし，それも絶対無制約ではない。公共の福祉に照らし，制約も許される。

反対利益，犯罪の捜査権。公益として，予定（３３条，３５条など)。

電話傍受しなければ，捜査目的を達成することが著しく困難な事情があれば，捜査上，やむを得ないとして，法律上の手続にしたがって，制約することも許容される。

肢ウ　百選５０　最判平元．９．１９

青少年との関係では，２１条１項に違反しない。公共の福祉に照らし必要かつ合理的なだから。

成人との関係でも，若干，流通を制約することとなるが，青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するため規制として，やむを得ない。

設置場所を指定することをしても，自販機では，利用者の年齢の区別は，難しい。（判決当時は特に難しいと思われる）
一律に禁止するしかない。

司法令６－６

報道の自由や取材の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No.10］）

ア．報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであるから、事実の報道の自由は、思想の表明の自由と並んで、表現の自由を規定した憲法第２１条の保障の下にあり、このような報道機関の報道が正しい内容を持つためには、報道のための取材の自由も、憲法第２１条によって報道の自由と同程度に保障される。

イ．報道機関の取材結果に対する裁判所の提出命令の可否は、刑事手続の対象犯罪の性質、態様、軽重及び取材結果の証拠としての価値、ひいては、公正な刑事裁判を実現するに当たっての必要性の有無と、取材結果の提出によって報道機関の取材の自由が妨げられる程度及びこれが報道の自由に及ぼす影響の度合その他諸般の事情を比較衡量して決するが、捜査機関が主体となって行う取材結果に対する差押の可否は、捜査機関と裁判所との性格の違いから、より慎重な検討が求められるため、このような比較衡量で決することはできない。

ウ．報道機関の関係者は、民事訴訟において取材源に係る証言を求められた場合、当該報道が公共の利益に関するものであって、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該民事事件が社会的意義や影響のある重大な事件であるため、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められないのであれば、原則として、当該証言を拒絶できる。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　７

肢ア　百選７３　最判昭４４．１１．２６

事実の報道の自由を２１条１項で保障される。

重要な判断資料を提供し，国民の知る権利に奉仕する側面があるから。

取材の自由は，正しい報道する上の前提，一内容。

尊重に値する。

肢イ　百選７４　最判平２．７．９

捜査機関でも，裁判所でも変わらない。比較衡量。

取材の自由も絶対無制約ではない。公共の福祉に照らし制約をうけることはある。

裁判所の公正な裁判の実現，捜査機関の公正な裁判実現のための，適正迅速な捜査の追行は，ともに公益である。憲法的に優劣はない。分けるという考え方，誤り。

共に，比較衡量で決する。

報道機関の取材の自由が害されると報道の自由や，将来の取材の自由に影響する。

そうすると，国民の知る権利が阻害される（社会的な利益・公益に近くなる）

したがって，比較衡量

同じくらいの大きさでないと比較衡量のも問題にならない。

肢ウ　百選７１　最判平１８．１０．３
民事裁判，私的自治の延長。
主に財産権の実現（私益)。

一方で，取材源。国民の知る権利に奉仕（イメージ社会，公益に近づく）

比較衡量，原則，取材源の秘匿がかつ。
しかし例外，裁判の内容が，社会的意義のあるような場合，公益近づく。
そのような場合には，取材源の秘匿より優先される場合もある。